

スチール缶売却〔単価契約〕仕様書

豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）の施設で選別されたスチール缶類（以下「スチール缶」という。）の売却に関する仕様は次のとおりとする。

1. 売却対象物

スチール缶

2. 売却期間

令和 8 年（2026 年）8 月 1 日～令和 8 年（2026 年）11 月 30 日

3. 売却予定量

約 55 t

4. 成型品形状等（1 個当たりの概要）

形状（概寸）：500×700×200 mm

重量（目安）：70 kg

品質（残渣率）：5 %未満（重量比）

5. 業務実施上の事項については、次のとおりとする。

（1）業務実施日

受注者はクリーンランドから配車日の指定を受け、引取りを行うこと。

指定日に引取りを行うことができない場合は、指定日から 3 日以内（土曜日、日曜日を除く）に引取りを行うこととする。

（2）搬出量可能数量の指定

1 日当たりの搬出可能成型品数量は 140 個程度とし、搬出使用車両の最大積載量を超えないこととする。

（3）引き渡し場所及び量の認定

スチール缶の引き渡しはクリーンランドスチール缶貯留場にて行う。また引き渡し量についてはクリーンランド計量器により認定するものとする。計量の際 2 枚打ち出されるので双方 1 枚ずつ保管するものとする。

（4）運搬車両

クリーンランドが指定するストックヤードに集積された売却対象物を以下の条件を満たす車両で搬出すること

- ・搬入可能な車両は、車両高さ 3.8m 以内、幅 2.5m 以内、全長 12m 以内とする。
- ・本業務に供する車両は、自動車 NOx・PM 法の排ガス基準を満たしていること。

（5）積込み

- ・運搬車両への積込みはクリーンランドが指定するフォークリフトを用い、受注者が行うものとする。
- ・フォークリフトの運転技能講習修了証を必ず携帯し、提示したうえでフォークリフトを使用すること。
- ・パレットを使用する場合は、搬入時と搬出時の積載パレット数を同数とすること。
- ・積込みに使用するパレットは受注者が用意すること。
なお、受注者が用意するパレットについては、全て同規格のものとする。
- ・積込み時には、ヘルメットや安全靴などの保護具を着用すること。

- ・待機時、積込み時には運搬車両のアイドリングストップを行うこと。
- ・過積載とならないように積み込むこと

(6) 提出書類

受注者は下記書類を契約締結後、業務実施までにクリーンランドに届け出ること。

1. 本業務に使用する全搬送車両の車検証の写し
2. 搬送経路（様式なし）
3. 本業務搬送車両に係る運転免許証、フォークリフト運転技能講習修了証の写し
4. 本業務の履行及び有価物の処理に必要なとなる、各担当知事が発行する許可証の写し
 - ①産業廃棄物収集運搬業許可
 - ②産業廃棄物処分業許可
 - ③廃棄物再生事業者登録証明 など
5. 処理過程がわかる概要、フロー図など（様式なし）
6. 再商品化の最終利用用途、引き取り先（様式なし）

(7) 適正処理

受注者は再資源化に最大限努めるとともに、再資源化の過程で発生した残渣は受注者の責任において適正に処理を行うこと。また異物混入がある場合、クリーンランドへ情報共有を行うこと。

(8) 実績報告

毎月5日（休日の場合は翌営業日）までに、前月分の実績報告書をクリーンランドへ提出すること。

6. 留意事項

- (1) 業務の実施に当たって、受注者は労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法・健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法・その他関係法規を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施について必要な技術の習得のほか、基本的人権について作業従事者が正しい認識をもって適切に対応できるよう研修を実施すること。
- (3) 運搬業務の実施にあたって、受注者は道路及び付近住民に迷惑のかからぬよう飛散防止処置をとる等十分な配慮をするとともに、「道路交通法」等関係法令を遵守し細心の注意をはらって運行すること。
- (4) 運搬業務の実施に際し、受注者の過失によりクリーンランドの施設等を損壊した場合、必ず報告し、受注者の責任において早急に復旧、修繕を行うこと。
- (5) クリーンランド内道路は徐行し、動線（別紙）を守って、入退場をすること。
- (6) 受注者は、この業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめクリーンランドの承諾を得た場合は、この限りでない。
- (7) 受注者は、この業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめクリーンランドの承諾を得た場合は、この限りでない。

7. その他

本仕様書に定めのない事項、業務履行にあたって疑義が生じたときは必要に応じて双方協議のうえ定めるものとする。

以上